

熊本大学における実験廃棄物の取扱いについて

○保管方法

- ①実験廃棄物（実験で直接使用した廃棄物（未使用も含む）。具体的には別表に該当するもの。）は、「事業系一般廃棄物」とは必ず分別し、「産業廃棄物」として取り扱う。
- ②実験廃棄物は、一般廃棄物用の集積場所（以下、「ごみ集積場所」とする。）には置かず、各部局において保管する。（ごみ集積場所に、掲示を行う）
- ③ごみ集積場所において、実験廃棄物が確認された場合は、その集積場所を使用している可能性がある部局が処理を行う。

○処理方法

実験廃棄物は「産業廃棄物」として処理する。なお、焼却によって無害化することが望ましい。

○予算

廃棄に必要な費用は、受益者（部局、学科、化学物質取扱グループ等）負担とする。

○その他

平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

別表

産業廃棄物分別区分	種別（環境安全センター提案）	具体例
廃プラスチック類 有害汚泥 感染性廃棄物 など	実験系可燃物	使い捨て（ディスposable）のプラスチック（ピペッター用チップ、ピペット等）、ゲル（エチジウムブロマイドは感染性廃棄物とする。）、紙類（ろ紙、薬包紙など）、手袋、アルミホイル等
ガラスくず・陶磁器くず など	実験系不燃物	ビーカー、ピペット、サンプル瓶、500mL 未満の容量の薬品瓶、るつぼ等
	廃薬品瓶	薬品が入っていた 500mL～3L 容量の薬品瓶
金属くず など	実験系不燃物	金属製スパーテル（注射針は感染性廃棄物とする。）等
	廃薬品缶	薬品が入っていた一斗缶、小型ドラム缶等